

聖籠町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

聖籠町長 様

申請者（支給対象者）住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時） ☐ 申請時に同じ

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

連 絡 先 ー ー

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪行為の内容

犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）

＜加害者＞ ☐ 不明

住所：

フリガナ

氏 名： （被害者との関係）

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 ☐ あり ☐ なし

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

☐ ☐ 他の地方公共団体から本遺族見舞金と同種の見舞金を受給していません。（他の第1順位遺族を含む。）

☐ ☐ 当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。

☐ ☐ 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

☐ ☐ 犯罪被害者又は第1順位遺族は、聖籠町暴力団排除条例（平成24年聖籠町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は同条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

4 当該犯罪行為による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）受給の有無

☐なし ☐あり 受給した地方自治体名 (県 市・町・村)
受給額 (円)

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に、聖籠町犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

☐同意します

6 申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由

（申請手続を行う者）住 所

氏 名

（署名）

生年月日

年

月

日

連 絡 先

—

—

申請者との関係

上記申請内容に間違いありません。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

添付書類

- ☐ 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- ☐ 申請を行う者が、申請時において、町内に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- ☐ 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する町長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- ☐ 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- ☐ 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- ☐ 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定する際に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等）
- ☐ 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族が2人以上あるときは、聖籠町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）
- ☐ その他、町長が必要と認める書類

注1 ☐のある欄は、該当する項目☐のレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。